相模原市監査委員公表第１８号

地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第１９９条第１４項の規定により、令和５年３月６日に実施した健康福祉局の財務監査の結果に基づき講じた措置の内容について、市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和５年１０月４日

相模原市監査委員　髙　梨　邦　彦

同　　　　　　　　橋　本　愼　一

同　　　　　　　　阿　部　善　博

同　　　　　　　　森　　　繁　之

1　監査対象事務

扶助費の支出(現金支給)に関する事務

2　監査の日程

令和４年１０月５日から令和５年３月６日まで

3　措置に係る通知日

市長から通知があった日　令和５年９月８日

4　監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
ウ　南生活支援課の扶助費の支出(現金支給)に関する事務を調査したところ、生活保護費の住宅扶助における随時支給において、次のような事例が見られた。	令和４年１０月５日から令和５年３月６日にかけて実施された財務監査における指摘事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。
（ア）被保護者が死亡した場合の債権・債務の取扱いについて 成年被後見人(以下「被後見人」という。)であった被保護者の施設入所に対する敷金及び日割り家賃について住宅扶助の保護申請を受け、随時支給として現金による支給を決定したところ、施設から被保護者死亡の連絡を受け、被保護者が支給決定日の前日に死亡していたことを把握した。当該支給決定は被保護者の施設入所に当たり必要な費用であったことから、そのまま認定を継続することとし、被保護者の成年後見人(以下「後見人」という。)宛てに保護決定通知書(変更)を送付した。支給日当日、後見人は当該生活保護費を受	（ア）被保護者が死亡した場合の債権・債務の取扱いについて 本事例につきましては、被保護者の相続人への継承が未了であり施設側への支払期限も迫っていたことから、入居施設への支払が優先されるよう被保護者の元成年後見人に生活保護費を代理受領させてしまったものです。 今回の御指摘を受け、住宅扶助として支給決定した生活保護費は、本来相続人が受領すべきであったことから、令和５年３月１６日に被保護者の相続人代表者に意見を伺い、今回支給決定した生活保護費を元成年後見人が受領し、被保護者の入居施設への支払いをしたことについて、相続人の意思

領し、その後、被後見人の入居していた施設の事業者へ敷金及び日割り家賃の支払を行った。

民法（明治２９年法律第８９号）上、成年後見は被後見人の死亡と同時に終了し、後見人は法定代理権を有しないこととなり、被後見人の権利義務は全て相続人が承継取得することとなる。

これを本件についてみると、被保護者の債権である未支給の生活保護費については、被保護者の死亡により、後見人は代理受領権を喪失し、相続人が当該生活保護費を承継取得することとなるから、法定代理権がなくなった後見人に保護決定通知を送付し、当該生活保護費を代理受領させたことは、不適正な事務処理である。

仮に、後見人が被保護者の死亡後に生活保護費を代理受領することができるとすれば、①相続人の全員の同意、②民法第６９７条に定める事務管理、又は③民法第６５４条に定める応急処分義務によることとなり、これらの法律要件が充足しているかどうかを検討した上で後見人の代理受領を認める必要がある。

このことについて、法定代理権がなくなった後見人に生活保護費に反しないことを確認いたしました。

今回事例を踏まえ、成年後見人制度を利用している被保護者が死亡した場合の生活保護費の取扱いについて、４月２０日に当課と同様の事務を行う緑生活支援課及び中央生活支援課並びに生活保護施策を所管する生活福祉課の４課において協議を行い未支給の生活保護費について成年後見人に支給することが無いよう考え方を整理するとともに、生活福祉課が管理する「ケースワーカーマニュアル」を改定し、各生活支援課が共通認識の下、支給に際して民法上の規定に従い、適切に事務を行うよう所属職員に周知し指導いたしました。

今後の生活保護費の支給に当たりましては、すべての職員が関係法令の規定等を正しく理解した上で、前述のマニュアル等の確認を徹底することにより、適正な事務の執行に努めてまいります。

（イ）事務の進行管理及び確認体制について

本事例につきましては、近年の新型コロナウイルス感染症の影響によりケースワーカーに対する研

を代理受領させたのは、相続人への継承が未了であり施設側への支払期限も迫っていたからであるとの見解であるが、被後見人死亡後の入居施設への支払は相続債務の支払の問題であり、相続人は相続財産の状態(債務超過等)を踏まえ、相続債権者に対してどのように弁済するか選択するものである(債務超過の場合、相続人は弁済せずに相続放棄ないし限定承認を選択することもありうる。)。よって、施設側への支払期限が迫っているからといって、相続財産の状態を考慮せずに、入居施設への支払が優先されるよう後見人に生活保護費を代理受領させたことは、相続人の弁済についての選択権を奪うことになる点においても、不適正な事務処理である。

今後は、被保護者が死亡した場合の生活保護費の取扱いについて再度整理し、適正に事務を執行されたい。

(イ) 事務の進行管理及び確認体制について

前述の被保護者に対する敷金及び日割り家賃として認定した額について、調査の過程において日割り家賃について再計算した額を確定額として、当初認定額との差額

修機会が減少し、各担当者の事務に対する知識や重要性の認識が不足する状況となっていることから、算定誤りや事務処理遅延が生じてしまったものと考えております。

今回御指摘のありました過支給となっている生活保護費につきましては、被保護者が入居していた施設と協議し、施設から市へ返還いただく旨を御了承いただき、４月２８日付けで返還を確認いたしました。

今後につきましては、事務処理等に関する研修を充実させるとともに、迅速な事務処理についても機会を捉えて意識啓発を行ってまいります。また、適切な事務の進行管理及び確認のため、未処理の書類の適切な保管について指導を徹底するなど再発防止に取り組み、適正な事務の執行に努めてまいります。

【南生活支援課】

を追加支給する決定をしていることを確認したが、その後の調査によって、当該再計算した日割り家賃の額は死亡後の居住していない日数を含め計算していることから誤りであり、さらに被保護者の死亡に伴い敷金の精算が必要であることが判明した。結果として、当初支給した生活保護費の返還が生じることとなったが、当初の支給認定から返還が判明するまでに約３か月もの期間が経過していた。 今後、支払事務の執行に当たっては、その重要性を認識し、事務の進行管理や確認体制の見直しを図るなど再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。 【南生活支援課】	